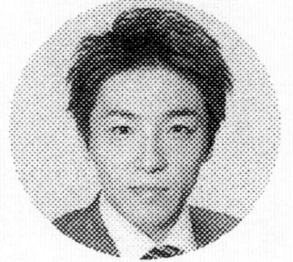


相続専門税理士が教える

揉めない遺産の残し方

第6回



税理士法人レディング

(愛知県名古屋市中)

木下勇人代表(37)

今回のテーマは「争う相続が相続税を上げる!」円満相続が相続税を下げる!」です。誰が何をもらうかによって相続税が変わるだけなく、相続発生日から10カ月以内に遺産分割がまとまるか否か

行わなければならないのですが、その中でも、特に時間がかかるのが遺産分割協議です。10カ月以内に遺産分割協議がまとまらない場合、「未分割」の状態です。法定相続人が法定相続分にしたがって相続したものとみなして、相続税を納めます。未分割の場合、①配偶者の税額軽減が適用できない。②小規模宅地等の特例が適用できない。③農地等の納税猶予が適用できない。④非上場株式等の納税猶予が適用できない。⑤円を納めなければならなかった、また、小規模宅地等の特例を適用できれば0円だった相続税が、分割がまとまらなかったことにより、数百万円の相続税を納

遺産分割協議内容によっては

相続税が2倍になることも

によって相続税が大きく変わります。

状態で、法定相続人が法定相続分にしたがって相続したものとみなして、相続税を納めます。

則、相続があったことを知った日から10カ月以内に提出しなければなりません。

偶者が2分の1を相続する場合、遺産分割協議がまとまれば、配偶者の税額軽減を適用して、相続税5000万円を準備すればよかったです。

10カ月以内に、戸籍の収集、財産の調査、評価、遺産分割協議、納税等、多くの手続きを

たのに、分割協議がまとまらず、相続税1億

った場合には、上記①②の特例を受けることができます。その場合に備え、未分割申告書を提出する際に、「申告期限後三年内の分割見込書」を合わせて提出してください。

円を準備すればよかったです。

に、分割協議がまとまらず、相続税1億

った場合には、上記①②の特例を受けることができます。その場合に備え、未分割申告書を提出する際に、「申告期限後三年内の分割見込書」を合わせて提出してください。

円を準備すればよかったです。

に、分割協議がまとまらず、相続税1億

った場合には、上記①②の特例を受けることができます。その場合に備え、未分割申告書を提出する際に、「申告期限後三年内の分割見込書」を合わせて提出してください。

円を準備すればよかったです。

に、分割協議がまとまらず、相続税1億

った場合には、上記①②の特例を受けることができます。その場合に備え、未分割申告書を提出する際に、「申告期限後三年内の分割見込書」を合わせて提出してください。

円を準備すればよかったです。

に、分割協議がまとまらず、相続税1億

った場合には、上記①②の特例を受けることができます。その場合に備え、未分割申告書を提出する際に、「申告期限後三年内の分割見込書」を合わせて提出してください。

(きのした・はやと) 監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開設。年間30件以上の相続申告・年間200件以上の相続税相談を行っている。